

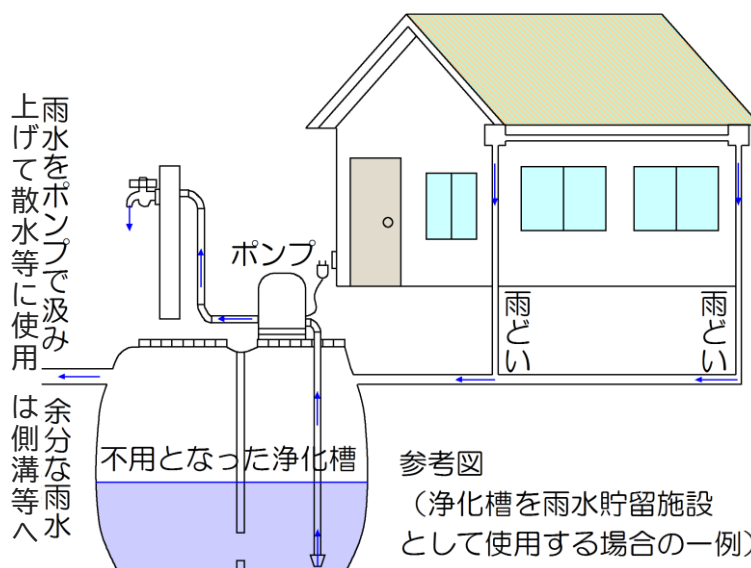
三郷市浄化槽雨水貯留施設転用補助制度のご案内

●制度の概要

公共下水道への接続により不用となった浄化槽を雨水貯留槽へ転用するための工事を行う方に、普及促進を目的としてその工事費の一部を補助します。

●一般的な構造

1. 降雨時に、雨水が家屋の雨どいを伝って、不用となった浄化槽(雨水貯留槽)に貯留されます。
2. ポンプを設置し、雨水をくみ上げ、雨水専用水栓から散水できるようにします。



●メリット

- ・雨水利用と不用な浄化槽の再利用の両面で、環境保全に役立ちます。
- ・上水道の負担が軽減されます。湯水時でも、庭木の散水、防火用水などで使用でき、水道料金の節約になります。
- ・降水時の河川への負担が軽減されます。

●補助の対象となる主な工事内容(※転用工事に限ります。)

- ・浄化槽内部の清掃、不用物品の撤去及び仕切板の穴開け工事
- ・雨どいの下から浄化槽までの雨水排水管の設置工事
- ・ポンプ設置工事及び散水栓の設置工事 など

●補助金額

浄化槽を雨水貯留施設として転用する工事費の2分の1に相当する額を補助します。ただし、補助金額は35,000円が限度となります。

●主な補助の要件

浄化槽の設置場所が処理区域内となった日から1年以内に転用工事が完了すること。(詳しくは下水道課までお問い合わせください。)

●申請方法

下水道課へお問い合わせください。

●お問い合わせ

三郷市建設部下水道課会計業務係
電話番号:048-930-7825(直通)
FAX:048-953-8982
E-MAIL:gesuidou@city.misato.lg.jp